

[論 文]

外国人散在地域における日本語教育及び国際交流事業の 取り組みと今後の展開－青森県三戸郡南部町の事例－

Japanese Language Education and Related Initiatives and Prospects for the Future: A Case Study of Nanbu Town, Sannohe District, Aomori Prefecture

志喜屋カロリーナ

青森中央学院大学経営法学部

概要

日本の人口は2008年以降減少し続けており、今後、出産によって人口が増加する見通しはないとされている。これにより、都市機能の存続などが深刻化するため、人口減少への対応策に関する議論が活発に行われている。一方で、来日し在住する外国人は増加し、新型コロナウイルス感染拡大直前の2019年には、訪日外国人数、在留外国人数ともに過去最高を記録した¹。外国人受け入れの推進は、人口減少による経済活動の停滞を解決するための政策の一環となっている。

本稿では、まず日本政府の外国人関連施策をまとめることで日本語教育の社会的なニーズについて確認する。次に、外国人世帯同士が比較的離れて暮らす外国人散在地域における地域日本語教室に関する先行研究を概観し、フィールドとなる青森県三戸郡南部町（以下、南部町）では、どのような活動を実施することが適切であるかを検討した。2021年度活動の詳細を記述することで、改善が必要な点について明らかにし、今後の日本語教室運営及び国際交流活動に活かしていくことを目的とする。

¹ 2019年在留外国人数合計293万3,137人。翌年、新型コロナウイルスの感染拡大によって4万4021人(1.6%)減。8年ぶりの減少となった。

1 政府の外国人関連施策

南部町における日本語教育の意義を考察する際に基盤となる政府の日本語教育周辺の外国人関連施策について概観する。

1.1 経済財政運営と改革の基本方針の 制定

日本政府の政策基本方針をまとめたものが「経済財政運営と改革の基本方針」である。少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現を目指しており、外国人の受け入れは必須事項とされている。これに伴い、自治体には、多言語対応や日本語教育環境の整備を促している。

今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。

（「経済財政運営と改革の基本方針」
p.28より引用）

1.2 在留資格「特定技能」認定

2019年4月には、新たな在留資格として「特定技能」が認定され、人手不足が深刻な

産業、14分野²において即戦力となる外国人を雇用できるようになった。同年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行された。これにより、国をはじめとする自治体、事業主等の日本語教育に関連する責務が明示的に示されたことになる。特定技能1号は、生活に困らない程度の日常会話の運用能力を前提に来日することを基本とし、さらに業務内容に必要な言葉の習得に努めなければならない。具体的には、来日前に日本語能力試験N4レベル程度ということになるが、来日後、現在は特定の分野にしか認められていない特定技能2号が取得できれば、家族の同行も可能となる。その家族には、入国の際、日本語能力の規定が課せられていないことから、入国後、定住先で行政サービスを受けたり、教育を受けたりする際に、日本語習得の需要は、益々高まっていくことが考えられる。つまり、いつか帰国する存在であった技能実習生が、特定技能という新たな在留資格の発行（図1）によって定住化が進み、多文化共生社会の構成員であるという認識が日本社会に見いだされつつあり（上水流：2020）、その結果、現在のところ優勢言語である日本語の習得に社会的ニーズが見込まれている。

1.3 日本語教育の推進に関する法律の公布・施行

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（以下、推進法）」が交付、施行された。これに基づき、2020年6月には、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための

基本的な方針（以下、基本方針）」が定められた。これらの制定に関わり、地域日本語教育の体制づくりの事例についてまとめた衣川（2021）を参考に、関連する項目について概観する。

まず、地域日本語教育の対象は「身分又は地位に基づいて在留する外国人等をはじめ、我が国に在留する全ての外国人」とされており、推進法の施行までは日本語教育を受ける機会が法的に保障されていなかった人々である。彼らが日本語教育を受ける機会を最大限に確保すると法的に示されたことは地域日本語教育にとって大きな前進だとしている。また、地域日本語教育の目的については、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する」こととある。衣川は、「共生社会の実現」と「自立した言語使用者の育成」を別のものとせず、両立させていくために地域社会や教育活動に落とし込んでいけばいいか検討が必要だとしている。

² 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素材材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（特定技能2号は下線部の2分野のみ受け入れ可）

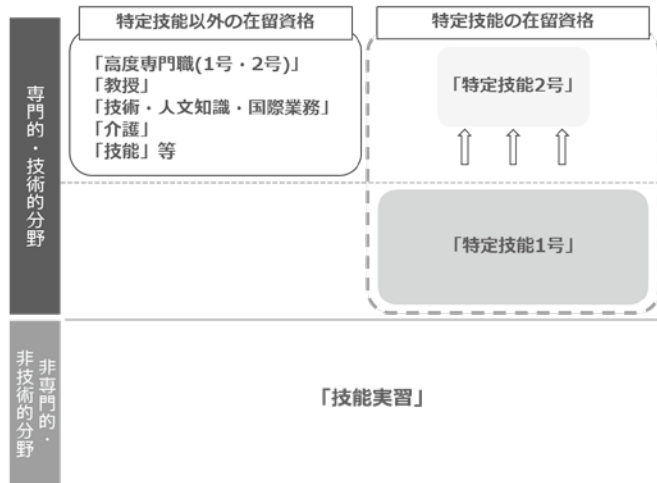


図 1. 就労が認められる在留資格の技能水準

(出入国在留管理庁:2021 より一部引用し筆者作成)

「事業主の責務」については、基本方針の1章に、「雇用する外国人及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる」と述べられており、関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努めなければならないことが明記されている。

1. 4 外国人介護人材育成事業

地方では、介護人材の人手不足も深刻である。前述した「特定技能」の在留資格が発行される分野に「介護」も含まれている。しかし、介護人材は「介護福祉士国家試験」への合格が在留期限に大きく関わるため、本節で別にまとめる。ただし、ここでは、外国人介護士を採用できる4つの在留資格のうち3つを取り上げ、経済連携協定、EPA (Economic Partnership Agreement) の一環として、介護人材候補者を受け入れる制度については、現在のところ南部町において受入の実績がなく、今後も受入予定がないため、本稿では取り上げない。

特定技能の在留資格が新たに加わったことで、留学ではなく就労目的で来日したとしても、業務に従事している間に介護福祉士国家試験（以下、試験）を受験し合格した場合には、「在留期間更新の回数制限なし」で、永住できる権利が与えられることになる（図2）。ただし、留学生のように試験勉強に集中できない状況で、在留期間最大5年間の間に日本語非母語話者が働きながら試験に合格することは容易ではない。

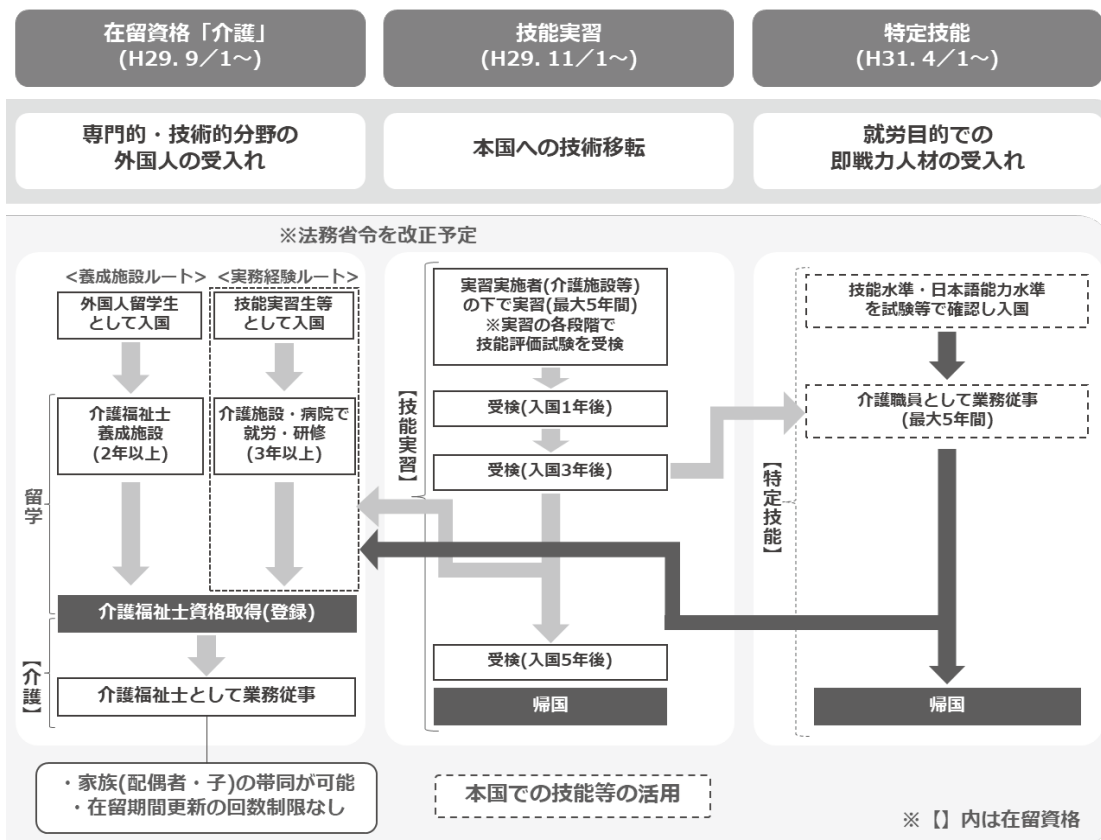


図2. 外国人介護人材受入れの仕組み

(出入国在留管理庁:2021よりEPAに関する内容を除き筆者作成)

佐野(2020)によると、多くの介護福祉士国家試験合格者が都市部に流出しており、一部の受け入れ施設では学習支援に対するモチベーションの低下が発生していると報告している。

以上、日本政府の外国人関連施策について、閣議決定した基本方針、在留資格の認定、推進法の公布及び施行、介護人材の受入れの4つの項目に分けて概観した。今後、地域日本語教育の推進は間違いなく持続していくものといえる。

2 地域日本語教室の役割

仙田・小菅(2020)では、外国人材が地域から望まれる形で受け入れられるようにするためには、「外国人材に対する地域社会からの信頼の醸成」、「外国人材のキャリア形成支援」、「外国人材と地域社会とのつながりの形成」という三つの課題を達成することが重要であると示唆した。この課題を達成するために、地域日本語教室は5つの機能を果たさなければならないとしている(図3)。「居場所」「交流」については、職場を始めあらゆる場所で実現されるべきもので場所が限定されるものではないとしているものの、教室は日本語を使っ

て新しい人間関係や生活情報や生活習慣などを獲得する場所であり、外国人人材にとっては地域社会との最初の接点となる可能性について言及している。つまり、地域活性化の担い手としての「外国人材のキャリア形成」に大きな影響

を与えることになるのだ。また、「国際交流」は、日本の法律やルールを守るだけでなく、互いに対等な立場で理解し合うことにつながるとしている。

| | |
|-------|------|
| 居場所 | 地域参加 |
| 交流 | 国際理解 |
| 日本語学習 | |

図3. 地域日本語教室に必要な5つの機能 (仙田・小菅:2020 を参考に筆者作成)

3 南部町の長期的取り組み

前述した国の政策や日本語教室の役割などをふまえ、フィールドとなる南部町では、どのような日本語教育体制が理想的かを検討するために、まずは、既に独自に行っている取り組みについて記述する。南部町では、福祉や農業関係の雇用確保が難しくなっており、先々を考えれば外国人の雇用が必要になってくるという声が年々強まっている。本章では、南部町国際交流センターを中心に南部町が取り組んでいる事業

内容についてまとめる。

3.1 南部町国際交流センター設立

南部町は、旧名川病院検診棟を改修し、外国人の方の支援や交流を促進していくための南部町国際交流センター（以下、国際交流センター）を設立した。日本語教室を実施し、地域と町内外の外国人との交流を行う場所として有効利用されることが望まれている（「東奥日報」一部引用）。



写真1. 南部町国際交流センター



写真2. 研修室

3.2 留学生及び介護人材受け入れ事業

人口減少や高齢化により介護現場での労働

力不足が深刻化する中、南部町は、八戸学院大学との協定に基づき、同学短期大学部で介

護士を目指す外国人留学生在卒業後に町内介護施設で就職、町内に定住することを目指す留学生受け入れ事業に取り組んでいる。その一環として国際交流センターを開設し、留学生の生活支援、コミュニティー支援を行うこととしている。

3.3 コロナ禍での技能実習生受け入れ

南部町では、20～30代の技能実習生3名が暮らしている。もともとは青森県外の漬物をつくる会社で働いていた。しかし、コロナ禍で業績が悪化し、会社が倒産した。監理団体が新たな就職先を見つけられず困っていると、南部町の3軒の農家が彼女たちを受け入れた。（「NHK青森」一部引用）

3.4 居住サービス提供

現在は使われていない住宅2棟を来日する留学生に家賃を無償で提供する予定である。国際センターから徒歩3分程度、町役場からは徒歩7分の場所にある。1棟に6人程度暮らすことができ、12人程度の受け入れが可能である。留学生の卒業後は、町内で介護施設を運営する事業者が職場に受け入れる予定だ。

3.5 地域おこし協力隊及び日本語教師の募集・受け入れ

ボランティアだけで構成される日本語教室も存在するが、介護人材に対しては、短期間で介護福祉士国家試験合格等に必要な日本語を習得のための授業準備や教員の専門性が必要とされている。また、日本語教育の現場では、福村（2016）で指摘されているような、教える教師と学ぶ学生という「支配的イデオロギー」に陥ってしまう可能性を出来る限り排除しなければならない。異文化コミュニケーションに関する知識を持った教員が日本語教室に必要であり、「受け入れられてい

る」ことを実感できる心地の良い空間づくりが求められている。そこで、南部町では地域おこし協力隊として日本語教師を採用している。他の地域でも見られる取り組みであるが、日本語教育のニーズや実態把握に必要なレディネス調査に関わっていく様子や隣接地域の事情把握など、南部町ならではの独自の取り組みがうかがえた。

4 2021年度の活動

南部町やその周辺には、介護人材を含む技能実習生から永住者に至るまで、日本語による会話力のレベルアップを図りたいという外国人住民のニーズが存在する。しかし、近郊には日本語学校などの教育施設がなく、彼らは限られた環境の中で日本語を習得しなければならない。また、2章でも述べたように、近年、日本語教室は単なる言語習得の場として提供されるだけでなく、孤立を避けるために必要な場だと認識され始めており、その役割は多岐に渡り、外国人に関する諸問題が頻出する昨今、教室が持つ機能の重要性が高まっている。さらに、2022年度には八戸学院大学短期大学部に入学する留学生の受け入れが予定されていることから、2021年度中にある程度のカリキュラム基盤を築く必要があった。本章では、具体的な活動の内容について記述し、次章で今後の課題を述べるためのエレメントとして明示しておきたい。

4.1 日本語教室実施

筆者は、日本語教師として2021年8月から日本語教室の見学に入り、国際センターに求められることを把握することにつとめ、まず南部町交流推進課の要望や周辺の事情を聞き取り、3か月間の日本語教育カリキュラムのコーディネートに携わった。その後、9月に交流推進課職員1名と日本語教師4名とで打ち合わせを行い、10月以降の実施内容について以下の通り最終決定した。日本語教室①～

⑩では、N3クラスとN2クラスを実施し、11月からはN4レベルのクラスを新たに設置し、N3クラスについていけない学習者の移動を行った。この間、N3レベルの学習者がN4レベル以下の学習者を連れてくる現象がみられたことから、N4やN5の基礎クラスばかりではなく、N3クラス以上の授業を設置することで、参加者が増えていく傾向がみられた。また、2022年度からは、介護人材枠の留学生も来日し、南部町の日本語教室に参加するため、N2以上のクラスが実施出来たことは、介護人材育成に繋がる取り組みであったといえる。また、来日間もない学習者も日本語教室に出席予定であったことから、本学の留学生が③～⑥の期間で参加し、ベトナム語や英語の通訳、及びティーチングアシスタントの役割を果たした。

4.2 「地域参加」のための企画実施

4.1の内容だけでは、2章で述べた「日本語教室の5つの機能」のうち、「日本語学習」の要素が強く、「地域参加」や「国際理解」等の要素が充分とはいえない。そこで、南部町交流推進課では、世界各国の料理を紹介するイベントを企画し、学習者の国ごとに持ち寄った料理を紹介し、感染対策を行った上で交流会を実施した。また、11月21日は南部町で開催された青森県のご当地鍋料理が一堂に会する町のイベントにも自国の鍋を出店、学習者がほぼ全員出席した。12月で日本語教室が終了し1月からは、茶道体験を実施できたが、1月20日以降、青森県からの発令で新型コロナウイルス感染防止のため、防災講習など全ての行事の中止を余儀なくされた。

表. 10月～12月の活動表（9月当初の予定）

| | | | |
|--------|-----------------|--------|---------------------------------|
| 10月3日 | 日本語教室① | 11月21日 | 日本語教室⑦ |
| 10月10日 | 日本語教室② | 11月28日 | 日本語教室⑧ |
| 10月17日 | 日本語教室③TA2名参加 | 12月5日 | 日本語能力試験(JLPT)本番 教員は来年に向けた反省会 |
| 10月24日 | 日本語教室④TA2名参加 | | |
| 10月31日 | 地域交流イベント TA2名参加 | 12月12日 | 試験の振り返り・日本語教室⑨ |
| 11月7日 | 日本語教室⑤TA2名参加 | 12月19日 | 日本語教室⑩ |
| 11月14日 | 日本語教室⑥TA2名参加 | 12月26日 | 地域交流イベント |

4.3 学習者のアンケート結果

南部町交流推進課が、2021年度の全プログラム終了後に学習者8名に対し、アンケートを実施した。日本語教室の勉強には全員が満足し、5段階評価のうち、最高レベルの「5」を8名全員が評価した。また、日本語教室の感想として「N3レベルの勉強はよかった。また同レベルを勉強したい。」「先生たちと勉強できてよかった。」という感想がそれぞれ3件ずつあった。来年度の授業

形態について、「今の形がいい」（3件）、「みんなで遊びに行きたい」（4件）という意見があり、教員と学習者、或いは学習者同士の絆が確実に深まっている様子がかがえる。改善点として挙げられたものは、全て1件ずつで、「交通費を無料にしてほしい」「勉強だけでなく、もっとイベントに参加したい」「勉強進度が早かった」という意見があった。

5 まとめ

本稿では、国の日本語教育関連施策をまとめ、先行研究にみる地域日本語教育のあり方について概観し、南部町の取り組みを記述することで、その意義を明らかにすることを試みた。

外国人散在地域では、支援にあたる人材の確保・養成の体制が整備されないままボランティアに一切が委ねられているという「ボランティア依存の構造」が指摘されてきた（坪田：2018）。そのボランティア依存の構造からは、どのようにして脱却を図ることが可能なか、その手がかりとなる外国人散在地域の研究が極めて少ないことが指摘されていることから、地域おこし協力隊を採用した南部町交流推進課の取り組み事例について記述できたことは、本稿の意義であると考えられる。

また、仙田・小菅（2020）で述べられているように、「特定の個人や企業、地域日本語教室

などが単独で取り組むのではなく、地域づくりの団体、自治会組織、学校、社会教育施設、企業、行政などとの連携のあり方を今まで以上に追求していく必要がある」ことから町役場・介護施設・監理団体・農家・民間企業・日本語教師という多岐に渡る立場の人々が町の外国人施策に一斉に関わる事業を散在地域で観察できたことは、システム運営の困難な現状において非常に有意義であった。また、先行研究ではチーム体制で取り組むことにより、視点の広がりや多角的な検討ができるとしており、1つの機関に負担が多くのかかることを避け、持続可能な取り組みにつながっていくとしている。地域社会から外国人材へのアプローチがまだまだ希薄な地域もあることから、南部町の日本人住民が外国人材へ主体的に関わっていく事例として、今後、見習うべき点は多いと考える。

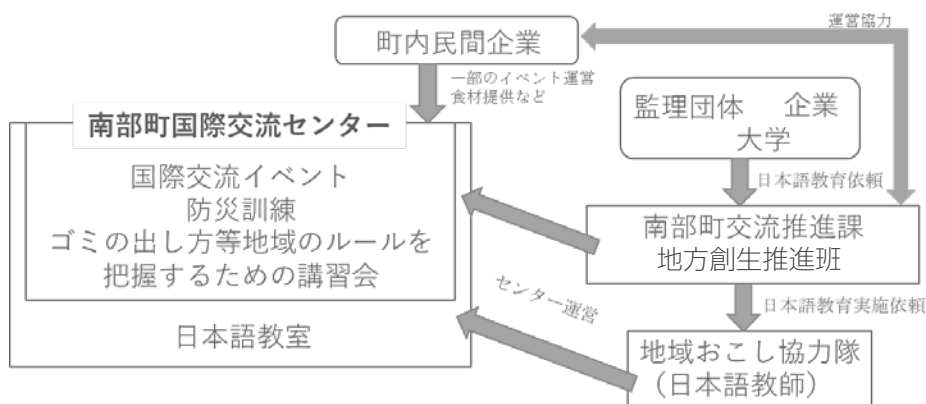


図4. 南部町外国人関連機関の連携（筆者作成）

6 今後の展望

4. 3のアンケート結果では、交通費の問題や、教室では日本語教育の質的向上を図るため、クラス分けを行ったが、①全員で参加できるイベントや小旅行の希望があがった。2章で先行研究が述べている「交流」や「居場所」と

しての機能を学習者自身が日本語教室に見出しているのだといえる。また、冬は降雪もあることから、②オンライン交流を図る必要があるかもしれない。

日本語教育の内容面では、方言を話そうとする外国人材のすがたが施設の入居者たちを和ま

せる事例（国際厚生事業団（2020）一部引用）も青森県内で報告され、③方言が交流ツールとして有効利用できるかもしれないことから、日本語教育プログラム内に方言講座を組むことも考えられる。また、交流推進課の担当者から④

南部町の地理的特徴や町の名産などを活かした新たな教材開発を将来的に検討しているとのことであった。南部町に関わる多くの人が、今後のより発展的な仕組みの構築に期待を寄せている。

謝辞

この度は、ご多忙にも関わらず、快く国際交流センター活動への参加を許可して頂き、長時間の対話等にご対応いただいた南部町町役場交流推進課の皆様、並びに日本語教室の学習者、地域住民の皆様にご心から感謝申し上げます。時間をかけて蓄積されてきた町の活動に関わることに伴い、多くの事を許容いただき、共に向上心を持って活動に関わっていったこと、誠にありがとうございます。今後も南部町の地域活性化のためにお力添え出来たらと思います。

また、本稿は、本学の学長裁量費のうち地域活動費用の助成を受けた社会活動について述べたものであり、費用の運用や活動内容に関しアドバイスを頂いた研究支援・地域連携課の皆様にご感謝いたします。

参考文献

- 上水流久彦（2020）「多文化共生の現場にみる日本社会のメンバーシップ：日本の多文化共生の課題」日本文化人類学会研究大会発表要旨集。
- 衣川隆生（2021）「地域の活性化と外国人の自立を目指した地域日本語教育の体制づくりーとよた日本語学習支援システムの事例ー」『日本語教育』178, 36-49, 日本語教育学会。
- 佐野由紀子（2020）「外国人介護職員の受入れをめぐる地方の課題について：高知県における日本語学習支援を中心に」『現代日本語研究』12, 1-17, 大阪大学大学院文学研究科。
- 仙田武司・小菅扶温（2020）「外国人材受入れの課題と地域日本語教室の役割ー持続可能な地域づくりの観点からー」『日本語教育』176, 1-15, 日本語教育学会。
- 坪田光平（2020）「外国人非集住地域におけるマイノリティ支援の制度化過程」『異文化間教育』52, 50-67, 異文化間教育学会。
- 坪田光平（2018）『外国人非集住地域のエスニック・コミュニティと多文化教育実践ーフィリピン系ニューカマー親子のエスノグラフィーー』東北大学出版会。
- 福村真紀子（2016）「地域社会はどのように『共生』を支えるのかー市民としての意識化を目指す活動へー」細川英雄・尾辻恵美・マルチェラ マリオッティ編『市民性形成とことばの教育』くろしお出版。

参考資料

- 閣議決定（2020）『日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針』（2022年2月25日閲覧）
https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_kouhou01-000008225_2.pdf
- 国際厚生事業団外国人介護人支援部「青森県初の導入 津軽弁が橋渡しに！ 青森の特別養護老人ホーム静和園のケース」（2020年11月16日取材）
https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=14850（2022年2月28日閲覧）

出入国在留管理庁（2021）「制度概要①在留資格について」『新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組』（2022年2月20日閲覧）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>

出入国在留管理庁（2021）「在留外国人数－第1表、第2表、第3表、第1－1図－」『令和2年末現在における在留外国人数について』（2022年2月20日閲覧）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001344904.pdf>

文化庁国語課（2020）『日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の閣議決定について』（2022年2月20日閲覧）

https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_kouhou01-000008225_2.pdf

細川高頌「コロナ禍の外国人技能実習生に活躍の場を」（2021年9月28日発行）NHK青森

<https://www.nhk.or.jp/aomori-blog2/2200/454582.html>（2022年2月25日閲覧）

内閣府（2018）「経済財政運営と改革の基本方針～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（2022年2月20日閲覧）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf

若佐谷雅之「南部町に介護人材の就職定住を」（2020年9月18日発行）東奥日報。